

土地改良区会計に関するQ & A集の項目一覧（案）に対する意見及びQ & Aに掲載しないものについての回答について

いただいた意見を踏まえて、Q & A集のQの項目を整理した上で、Q & Aを作成しております。なお、いただいた意見の中で、財務諸表等作成要領に記載があるものや、Q & A集に入れる必要が無いと考えられるものについては、参考までに、この中で回答させていただきます。

〇 総論

Q 旧会計基準（23 基準）が今回新しく 31 基準に改定した理由を項目ごとに具体的に説明してください。（岩手県土連：土地改良区からの照会による）

→ 今回改定した理由について、総論的に申し上げますと、23 基準を発出して以降見直しを行っておらず、また、平成 27 年 1 月に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」などが制定され、平成 30 年の土地改良法改正に伴い、令和 4 事業年度までに土地改良施設を管理する土地改良区においては貸借対照表の作成が義務付けられたところです。この貸借対照表の作成に当たっては原則として複式簿記会計を導入することとなりますので、23 基準についても見直しが必要とされたところです。

そのため、平成 30 年度に土地改良区会計基準を見直すこととしたものであり、会計基準等の見直しの検討を行うに当たっては、23 基準を制定するに当たって参考とした公益法人会計基準のほか、地方公会計マニュアルも参考にしつつ、その他現在一般的に適用される会計基準、会計ルールも踏まえながら、有識者や都道府県等からの意見等を踏まえ検討を行った上で、31 基準を示したところです。

そのため、31 基準では、標準的な科目や財務諸表等の様式を規定し、所有土地改良施設の取得価額は圧縮記帳ではなく総額表示にすること、国、都道府県等の負担額を指定正味財産を計上すること、減損会計の適用等を規定したところです。

Q 既に複式簿記を導入し旧会計基準（23 基準）で運用している土地改良区が新会計基準に準拠しなかった場合の罰則を教えてください。（岩手県土連：土地改良区からの照会による）

→ 準拠しなかった場合の罰則については土地改良法令等に規定はありませんが、検査等で指摘を受ける可能性があります。

Q このQ & Aは、土地改良区及び土地改良区連合にも公表される資料ですか。（岩手県土連

（※本県ではすべての土地改良区に複式簿記会計の導入を推進していることから、単式

簿記会計で貸借対照表のみ期末で作成する手法が紹介された場合の対応を検討する必要があるため。)

→ これは公表される資料です。

なお、当初検討していた単式簿記会計に関する記載は削除することとしました。

Q 既に複式簿記を導入しているにも関わらず新会計基準にならわなければいけないのでしょうか(岩手県土連:土地改良区からの照会による)

→ 新会計基準に沿って会計処理をしていただくこととなります。

Q 複式簿記の導入は土地改良法において義務付けられているのでしょうか(複式簿記会計の導入について、法的位置付けを教えてください)。(群馬県)

(※土地改良法上、決算関係書類の作成公表は義務付けられていますが、複式簿記の導入までは明記されていません。全土連において、単式簿記による会計処理から貸借対照表等を作成するファイルが提供された中で、複式簿記導入の法的位置付けを記載しておくべきだと考えます。)

→ 土地改良法上、貸借対照表の作成・公表が義務付けられているところですが、複式簿記の導入まで義務付けられているものではありません。しかしながら、貸借対照表を作成するに当たっては、原則として複式簿記会計を導入していただくことが適切と考えます。

Q 23基準と31基準の相違点について教えてください(要旨と具体的なポイントを明示)。(愛知川沿岸土地改良区)

→ 今後の研修等でお示しすることを検討いたします。

1 会計基準

(1) 総則

Q 特別会計を設置することができるかとされていますが、どういう場合に設置するのか具体的に教えてください。

→ Q1-5 に記載しました。

Q 従来は、転用決済金特別会計、職員退職金特別会計、退任慰労特別会計を設けて処理をしていました。これらを一般会計に入れた趣旨を教えてください。(京都府)

→ 上記に挙げたものについては、特別会計で管理するよりも積立資産で一般会計に含めて管理する方が、一般会計の貸借対照表のみで管理することができることから効率的であるとの考え方に基づいた取扱いです。

Q 特別会計で使用する勘定科目は、一般会計と同じで会計基準にそったものなのか教えてください。(宮崎県)

→ 特別会計で使用する勘定科目は、「小水力発電施設の管理に係る発電事業会計の手引」など、別途定められている場合を除き、一般会計と同じ勘定科目を使用することとなります。

Q 広域対等合併区において、全体に加えて旧区別にも決算関係書類が作成され、地区説明会で説明が行われています。一般管理費や維持管理費の一部に共通費が計上されていますが、地区に係る経費はすべて地区会計で処理されており、その集合として区全体の決算関係書類が作成されています。この場合、どのようにすべきか、その方法も含めお教えてください。(道土連)

(※少なくとも共通費については一般会計とし、それ以外を特別会計とする会計処理を指導したいと思いますが、組合員の理解を得るのに時間を要します。)

→ Q1-5 に記載しました。(特別会計を設置する場合として土地改良区が合併前の旧地区単位で会計の区分を設けている場合など)

Q 財務諸表等の科目の取扱いについて、款項を追加してもいいのでしょうか。また、名称を変更してもかまわないのでしょうか。款項の名称変更はやむを得ない場合でも認められないのでしょうか。(宮城県、島根県)

(理由：その他の収入・その他支出、設定の項の中では十分に対応出来ないため。)

→ 会計細則例では「財務諸表等の科目は、会計基準別表第1に準じて定めるものとし、事業の種類、規模に応じて、款及び項の科目は省略、目及び節の科目は追加又は省略することができる。」とされており、原則として基準で示している科目を標準として各土地改良区において設定しますが、会計細則例は会計基準ではなく、あくまでも会計細則の事例を示したものであるため、例えば、指定正味財産から一般正味財産への振替時の科目や、一般的な取引科目における長期・短期の区分、その他の収入・その他支出などは、

科目一覧では明記されていないため、そのような科目については、実際に土地改良区で科目表を作成する際には、追加することになります。

Q 目・節を設定する場合、款・項の名称を一部引用する等、名称設定に当たっての基準はありますか。(宮城県)

→ 特に基準はありません。土地改良区において各自設定してください。

Q 会計書類において、出納整理期間を設けない場合、事業年度としての整理をどのように表記するのか教えてください。(千葉県土連)

→ 資金収支整理期間の取扱いについては、財務諸表等作成要領に記載しました。

Q 総会(総代会)において工区ごとの会計報告をするためには、どのように会計を複式簿記化すれば良いか教えてください。(千葉県土連)

→例えば、工区ごとに特別会計を設置することが考えられます。

Q 消費税等の会計処理は、税抜記帳方式または税込記帳方式のいずれかを選択することができますか。また、税抜記帳方式により会計処理をした場合は、財務諸表等はいずれも税抜で作成することとなりますか。(山梨県)

(※ 消費増税(8%→10%)により、消費税額が土地改良区の運営に与える影響も大きくなってきている。消費税の影響を排除した財務諸表等の開示、消費税納税事務など、税抜記帳方式による選択肢も考えられるため。)

→ 消費税等の会計処理については、税抜方式または税込方式のいずれかを選択適用することができます。税抜記帳方式により会計処理をした場合は、財務諸表等はいずれも税抜で作成することとなります。

Q 土地改良区会計検査指導基準(新)において、第2会計細則等2会計年度(土地改良区の会計年度は、定款に定められた事業年度とする)が削除されたが、これは「会計年度独立の原則」が廃止されたと解釈して良いのか。(宮川用水土地改良区)

(※ 複式簿記移行により、出納閉鎖期日(5/31)までの出納整理期間がなくなる。が、実際は決算日は3/31とするものの、会計処理上、ある程度のみなし出納整理期間は必要と考えるがこれは是か非か。(あるいは土地改良区の独自判断事項として“グレーゾーン”で残しておくのか。仮に、認められない場合、補助金等の支給遅延による赤字決算を避けるため「翌年度収入予算の繰上充用」が必要になる場合があると考える。)

→ 財務諸表等作成要領に、資金収支整理期間に関する説明を記載しました。

Q 本基準に基づかない会計処理を行った場合には、処分等あるのでしょうか。(東海局土地改良管理課)

→ 検査等で指摘を受ける可能性があります。

(2) 貸借対照表

Q 貸借対照表の作成により何がわかるのか。(愛知県)

→ 土地改良区の資産及び負債の状況が一目で確認できるようになります。

Q 配列法については、従来通り、流動性配列法にしたのはなぜでしょうか。(なぜ、固定性配列法にしなかったのでしょうか。)(青森県)

(※「流動性配列法」という用語について、土地改良区職員が用語の意味を理解できなければ、会計基準も意味がないため、注意書きなどで説明する必要があると考える。)

→ Q2-1 に記載しました。

Q 償却資産の耐用年数は、土地改良区が独自に決めてもよいでしょうか。(山梨県)

(※ 大蔵省令によらず、土地改良区が合理的に使用可能期間を見積もるなどした場合、土地改良区会計基準では耐用年数を独自に決めることが許されるのか、明確にしたいため。)

→ 土地改良区が合理的に使用可能期間を見積もる場合に限り、耐用年数を独自に見積もることは許容されます。

Q 貸借対照表は、「財務諸表等作成要領(案)」や、これまでの説明会においては、勘定式で説明されていますが、31 基準では報告式の様式が示されているのは、なぜでしょうか。(鹿児島県土連)

→ 財務諸表等の表示方式として勘定式によるか報告式によるかは土地改良区の任意で決定することができます。財務諸表等作成要領ではA4縦での見やすさから勘定式で記載しております。

(土地改良施設の計上価額関係)

Q 所有土地改良施設の計上額に誤りがあった場合、当年度は取り消し再計上、過年度の計上額の誤りは過年度修正でよいでしょうか。(道土連)

(理由：現在、資産評価データ整備事業が実施されており、今後、道と土地改良区との協議により計上額の修正が必要となるため。)

→ 過年度修正で処理することとなります。

Q 所有土地改良施設の更新があった場合、旧施設の除却処分に仕訳方法をお教えてください。(道土連)

(理由：所有土地改良施設除却損等の勘定科目が設定されておらず、どのように会計処理すべきか分かりません。)

→ 適宜、款「固定資産除却損」の項に「所有土地改良施設除却損」など内容を示す勘定科目を設定して処理して差し支えありません。会計処理方法はその他の固定資産の除却

処理と同様です。

Q 管理委託された土地改良施設として、受託土地改良施設使用収益権としていた施設について、譲与を受けた場合の仕訳のやり方を教えてください（福井県）

→ 財務諸表等作成要領に記載しました。

Q 受託土地改良施設使用収益権は、無形の固定資産ですが、減価償却しても、備忘価額1円を計上するのはなぜでしょうか。（近畿農政局）

（※ 31 基準の貸借対照表においては受託土地改良施設使用収益権が「無形固定資産」という分類ではなくなり、用語の使用について混乱を避けるため。また注解の注5のQと内容が重複している。）

→ Q5-1 に記載しました。

Q 施設敷地については、固定資産税の課税対象外となっているため評価されていませんが、この場合、施設用地の評価額をすべて備忘価格とするのですか。（道土連）

（※ 用悪水路は主たる接続地の10%（民間では30%?）として評価している土地改良区もあり、どのように助言すべきか苦慮しています。）

→ 施設敷地については、客観的に土地の価値を表す以下のような指標等を利用して取得価額類似の金額を計算することが考えられます。

- ・ 公示価格
- ・ 都道府県基準地価格
- ・ 路線価による相続税評価額
- ・ 固定資産税評価額
- ・ 不動産鑑定士による鑑定評価額

既存で評価している場合には、評価の根拠となる文書等を整備する必要があります。

Q 既に圧縮記帳で広く組合員等に公表しておりますが、混乱が生じた場合どの様に説明すればよいのでしょうか。（岩手県土連：土地改良区からの照会による）

→ 会計基準が変更されたことに伴い、所有土地改良施設については、土地改良区負担額分だけではなく、国や都道府県等の負担額も含めた総額表示となる旨、丁寧に組合員等に対し説明していただくようお願いいたします。

Q 既に施設台帳を整備し資産評価を済ませていますが、指定正味財産と一般正味財産に振分けしなければならないのでしょうか。（岩手県土連：土地改良区からの照会による）

→ 国や都道府県等の負担額はその用途に制約が課せられることから指定正味財産として区分する必要があるため、振り分けをしなければならないこととなります。

そのため、現時点で23年基準により複式簿記を導入し土地改良施設台帳を整備している場合であっても、31年基準により財務諸表等を作成するときに、国や都道府県等の負

担額を指定正味財産に計上し、その同額を所有土地改良施設に追加計上するよう仕訳を行ってください。

Q 土地改良施設使用収益権は負担分の表示で減価償却額の備忘価額は1円となりますが、所有土地改良施設の場合、減価償却による備忘価額1円も土地改良区負担分であるとして扱ってよろしいでしょうか。(山形県土連)

(※ 耐用年数経過後の備忘価額1円が補助金等であるのか、あるいは土地改良区負担分であるのか、注記に記載するため統一すべきである。)

→ 所有土地改良施設の備忘価額1円は土地改良区負担分として取扱って差し支えありません。

Q 不納欠損の間接控除法の表示方法を説明してほしい。(群馬県土連)

→ 財務諸表等作成要領に記載しております。

Q その他固定資産の計上基準は何万円以上ですか。(山梨県)

(※ 土地改良施設の場合には200万円未満基準が明記されているが、その他固定資産についての明記がないため。土地改良区の会計細則にて、土地改良区が独自に金額設定をすることが可能か明確にしたいため。)

→ 会計細則例第66条に金額を例示しておりますが、土地改良区が独自に設定しても差し支えありません。

Q 貯蔵品の評価方法はどのようなものがありますか。また、最終仕入原価法を採用することは可能でしょうか。(山梨県)

(※ 貯蔵品はそれほど重要性がないと考えられるが、土地改良区会計基準に明記がないため、最終仕入原価法の適用が可能か明確にしたいため。)

→ 期末棚卸資産の大部分が最終の仕入価格で取得されている場合や、期末棚卸資産に重要性が乏しい場合においてのみ、適用が許容されます。

Q 修繕と資本的支出の区別について、土地改良施設と物品、部分的な破損(除却)の有無、引当金計上の有無、それぞれの場合について、仕訳例も含めて詳しく教えていただきたい。(富山県)

→ 資本的支出に該当するかどうかは、かんがい排水事業等の建設事業は資本的支出に該当し、土地改良施設維持管理適正化事業等の維持管理事業は、原則として該当しない(取得価額として計上しない)など、建設事業か維持管理事業かで区分することとします。

その他、区分に当たっての留意事項は以下のとおりです。

- ・ 機能保全対策は、施設の長寿命化を図る事業であり、耐用年数を延伸させることから、取得価額に加算します。
- ・ 維持管理事業であっても、明らかに資本的支出の部分であると認められる場合(※)に

は、その部分に対応する金額を資本的支出として資産に計上することとします。ただし、過年度に実施した維持管理事業については、作業の効率化の観点から、必ずしも資本的支出を区別する必要はありません。

(※) 例：用排水機場におけるポンプ、動力機器の一部更新

- ・ 災害復旧事業は、災害により失われた施設を回復させる事業であり、取得価額として取り扱いません。(土地改良施設の資産評価マニュアルP13)

Q 機構より管理を受託している施設を別の土地改良区に管理委託しているが、土地改良施設台帳への計上はどのようにしたらよいのでしょうか。(負担金は当改良区が負担)(愛知県)

→ 土地改良区に管理委託されていることから、土地改良区の土地改良施設台帳に、管理委託された施設を受託土地改良施設使用収益権として登載されることとなります。

なお、操作委託の場合は、当然のことですが、土地改良施設台帳には登載されません。

Q 土地改良施設の減価償却分対応分を指定正味財産から一般正味財産へ決算仕訳で振替えるのはなぜでしょうか。(愛知県)

→ 例えば、土地改良施設が譲与された場合、国又は都道府県等の負担額に相当する部分は、実質的には国又は都道府県等からの補助に相当する部分と考えられます。そこで、当該補助された部分が土地改良施設の管理運営という目的にしたがって使われていることを会計上明示するために指定正味財産から一般正味財産への振替を行います。

Q 旧来の土地改良施設を管理する土地改良区では減価償却累計額が多額に及ぶことは容易に推定されるが、開示した際の混乱が予想される。指導書等において、組合員への説明例などを提示してもらえないか。(三重、宮川用水)

→ いただいた意見等を踏まえ、今後の検討課題といたします。

Q 受託土地改良施設使用収益権の発生時期は、受託契約を締結したときとしてよろしいですか。または、土地改良施設の譲与を受けた時も譲与契約を締結したときとしてよろしいですか？(滋賀県 愛西土地改良区)(理由 仕訳時期がわからない。)

→ 契約書に明記された引き渡しの日付となります。

Q 受託土地改良施設完成時から受託契約を締結するまで数年経過している場合がありますが、減価償却は契約時から行うこととしてよろしいですか。また、土地改良施設の譲与を受けた時も減価償却は契約時から行うこととしてよろしいですか？(滋賀県愛西土地改良区)(理由 減価償却の起算日がわからない。)

→ 施設の価値の減少は、土地改良区が当該施設が使用した段階から始まっているものとなりますが、土地改良施設の資産評価マニュアルにより、簡便的に、土地改良区が施設を使用した日が属する年度の期首から減価償却を開始することとなります。

なお、所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権以外の固定資産の減価償却については、実際に使用を開始した日をもって、月割りで計算することになります。

Q 科目により異なる計上方式（直接控除法または間接控除法）が混在しても問題ないでしょうか。（奈良県）

→ 直接控除法のみとなります。

Q 土地改良施設用地の取得価額を算定するにあたって、付随費用である用地補償費の扱いはどうなるのでしょうか。（島根県）

→ 用地補償費は、土地改良施設用地等の取得価額に含めて処理します。

Q 所有土地改良施設の減価償却をした場合の一般正味財産への振替処理は、なぜ必要なのでしょうか。正味財産増減計算書において、適正な期間損益を計算するためでしょうか。（鹿児島県土連）

→ 例えば、土地改良施設が譲与された場合、国又は都道府県等の負担額に相当する部分は、実質的には国又は都道府県等からの補助に相当する部分と考えられます。そこで、当該補助された部分が土地改良施設の管理運営という目的にしたがって使われていることを会計上明示するために指定正味財産から一般正味財産への振替を行います。

（土地改良施設の譲与と管理委託）

Q 都道府県営土地改良事業による造成された土地改良施設を複数年にわたり分割して譲与を受ける場合の仕訳はどのようにすべきか教えてください。（道土連）

（※ 道営土地改良事業においては、工事の進捗状況に応じ完成部分をその都度譲与していますが、評価は最終年度の翌年度期首とする土地改良区が多いのですが、譲与を受けた都度評価している土地改良区もあり、対応に苦慮しています。）

→ 分割して譲与を受ける場合においても、譲与を受けた施設を使用しているのであれば、譲与を受けた年度に取得したのものとして資産評価を行った上で、所有土地改良施設を取得する仕訳を行い、財務諸表に計上します。

Q 都道府県営土地改良事業の場合、土地改良区は毎事業年度、都道府県に事業分担金を納付し、これを前払金として資産計上するのが一般的だと考えますが、分割して譲与を受ける場合も同じ処理となりますか。（道土連）

（※譲与を受けた都度所有土地改良施設建設仮勘定で受ける方が複式簿記の考え方に合うと思われませんが、如何でしょうか。（減価償却のスタートは、事業完了年度の翌年度期首とせざるを得ないと考えますが。））

→ 土地改良区営事業の場合は土地改良施設建設仮勘定で処理しますが、都道府県営の場合は、前払金で処理することとなります。

Q 都道府県営土地改良事業により造成された土地改良施設の譲与を受けたものについてなぜ 31 基準では指定正味財産に区分するのでしょうか。あるいはこのことは必須でしょうか。(既に 23 基準により有形固定資産—一般正味財産として計上している)(愛知川沿岸土地改良区)

→ 財務諸表等作成要領に記載しております。

Q 都道府県営土地改良事業により造成された土地改良施設の譲与をうけたものについて、23 基準に基づいて有形固定資産—一般正味財産として取り扱っておりました。31 基準に移行するに当たり、どのような手法で見直すのでしょうか。(愛知川沿岸土地改良区)

→ 都道府県の負担額に属する部分を所有土地改良施設に追加計上するとともに、同額を指定正味財産に計上します。

Q その他固定資産の貸借対照表の価額は、原則として、当該資産の取得価額を基礎として計上しなければならないとありますが、取得価額のわからない事務所用地等の土地の取得価額はどのように評価すればよいのでしょうか。

また、公正な評価額の判断基準を教えてください。(福井県)

→Q6-2 に記載しました。

Q 取得価額で資産計上した倉庫等敷地が地価の変動等により大きく変わっている場合、公示価格等を参考にその都度再評価する必要がありますか。また、取得価額が不明のため公示価額等によって資産計上した場合はどうですか。(道土連)

(※ 取得価額等が不明の場合は公示価額や路線価が参考となりますが、実際の取引価額より低くなります。)

→ 倉庫等敷地が地価の変動等により著しく下落している場合には評価損を計上することとなります(減損処理)。取得価額が不明のため公示価額等によって資産計上した場合は、取得価額と直近の公示価額等を比較し、時価の著しい下落が生じているかの判断を行います。

Q 水路施設は土地改良区が所有管理していますが、水路用地は土地改良区名義のものど個人名義の土地が存在している場合で、個人名義の用水路用地を無償で寄付により取得する際の所得価額はどのようにすればよいか教えてください。(愛知県)

→ 土地改良施設用地等の取得時に取得価額 1 円として、貸借対照表では土地改良施設用地等として備忘価額 1 円で計上します。

(連合管理施設の場合の資産計上)

Q 連合が管理している施設について、連合と土地改良区が各々資産評価することは認められませんか。(道土連)

(※ 土地改良区と連合の会計について連結決算を行っていないことから、いずれかで

資産評価を行った場合、個々の土地改良区においては、却って財務状況の分析が難しくなりませんか。)

→ 土地改良区連合が管理する土地改良施設は、土地改良区連合と土地改良区のそれぞれの維持管理計画書に位置付けられています。

この場合、協定や契約等などに従うこととなりますが、一義的には土地改良施設を所有する団体が資産評価を行い、その結果を土地改良施設台帳に記載することとなります。

一方、資産評価を行っていない団体で、当該土地改良施設を維持管理計画に位置付けている場合は、土地改良施設台帳に備忘価額1円で計上されることとなります。

(未収賦課金等、引当金等)

Q 長期未収賦課金等について、引当金を計上する場合の考え方を教えてください。

(いくつかのケースを具体的な仕訳例で明示) (愛知川沿岸土地改良区)

→ 財務諸表等作成要領に仕訳例を記載しました。

Q 時効消滅後の長期未収賦課金等については資産として計上し続けてよいのか。取り扱い方法を明確にできないのか、教えてください。(愛知川沿岸土地改良区)

→ 時効完成により法的に消滅した長期未収賦課金等は、会計上不納欠損処理を行い、貸借対照表から除外することとなります。

Q 未収賦課金等を長期未収賦課金等に振り替える時期と年度区分について教えてください。(道土連)

(※ 会計基準別表第1科目一覧表の貸借対照表「長期未収賦課金等」の説明欄では、「過年度分の賦課金、加入金、転用決済金等の未収金」と記載されていることから、期首に未収賦課金等を長期未収賦課金等に振り替えるものと解されますが、資金収支整理期間内に納入された場合は未収賦課金等として受けることができるか。また、受けることができるとした場合、過怠金収入についていずれの年度で受けるべきか分からないため。)

→ 期首に振り替えるものとして財務諸表等作成要領に記載しました

Q 不納欠損引当金を資産の部に計上する理由を教えてください。(宮城県)

→ 一般に、債権に対して設定される引当金は資産の部のマイナスとして表示されます。長期未収賦課金等は債権であるため、それに対して設定される不納欠損引当金も資産の部のマイナスとして表示されます。企業会計、公会計及び公益法人会計でも同様の取扱いとなっております。

また、長期未収賦課金等の未徴収額を貸借対照表上、明らかにする趣旨で間接控除法を採用しております。

Q 相続放棄で徴収できない状況が続いている場合、どの段階で不能欠損引当金に計上す

る必要がありますか。(福井県)

→ 徴収先が不明又は滞納処分を経てこれ以上の徴収が見込めない等、長期未収賦課金等の全額について徴収可能と認められないものと土地改良区が判断した場合に計上します。なお、財務諸表等作成要領に記載しております。

Q 引当金の要件を満たさないもの(不要不急の資金留保を予防する観点から、別表1に記載されるもの以外)は原則、最長5年で取り崩すとあるが、例外は認められるのか。

(※ 多くの土地改良区は地区除外等決済金会計から定期的に一定額を一般会計に繰入しており、引当金の意味を持つと思われる。賦課金を増額できずに地区除外等決済金に依存している土地改良区が多数ある。)(宮川用水土地改良区)

→ 土地改良区会計基準別表第1(第1の5関係)の負債の部に記載されていない引当金は取り崩すこととなり、例外はありません。地区除外等決済金は債務性がなく、引当金に該当しないものと考えられます。地区除外等決済金に相当する金額は転用決済金積立資産に積み立てることが想定されます。

Q 31 基準において不納欠損引当金を間接控除法により表示する考え方を教えてください。(奈良県)

→ 一般に、債権に対して設定される引当金は資産の部のマイナスとして表示されます。長期未収賦課金等は債権であるため、それに対して設定される不納欠損引当金も資産の部のマイナスとして表示されます。

また、長期未収賦課金等の未徴収額を貸借対照表上、明らかにする趣旨で間接控除法を採用しております。

Q 資産の時価が著しく下落したときの回復の見込みがあると認められる場合(会計基準例第2の5の(7))の、具体的な事例を教えてください。

(理由:判断基準を持ち得ていないため。)(秋田県)

→ Q9-1に記載しました。

Q 満期保有目的の債券は、償還時には額面価額が償還されますが、インフレ等により時価評価が著しく下落した場合は、減損会計により資産額を減ずる必要があるのか教えてください。(愛知県)

→ 減損会計により資産額を減ずる必要があります。

(源泉所得税)

Q 職員給与の源泉所得税預かり金の天引きから納付までの一連の仕訳について、考え方を教えてください。(青森県)

→ 財務諸表等作成要領に記載しました。

(維持管理適正化事業)

Q 土地改良施設維持管理適正化事業拠出金の積立て1年目から工事実施までの一連の仕訳について、考え方を教えてください。(青森県)

→ 財務諸表等作成要領に記載しました。

(短期借入金)

Q 短期借入金の償還金について、元本と利息の仕訳の違いについて、考え方を教えてください。(青森県)

→ 財務諸表等作成要領に記載しました。

(退職給付会計)

Q 退職給付会計の適用に当たり、簡便な方法を用いて退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算することができるとされていますが、簡便な方法を用いた場合の具体的な計算方法を教えてください。(山梨県)

(※ 簡便な方法について、これまで退職給付会計の適用がなかった土地改良区に対して、わかりやすく例示するため。)

→ 土地改良区の退職金規程に従って、計算することになります。事例は財務諸表等作成要領に記載しております。

Q 会計基準適用時において認識した退職給付債務について、当初決めた費用処理の期間を変更する場合の取り扱いはどのようになりますか。(山梨県)

(※ 費用処理の期間を随時変更することが可能か明確にしたいため。また、大幅な職員構成の変化など、当初定めた処理期間を変更すべきときを例示した方がわかりやすいため。)

→ 会計基準適用時において認識した退職給付債務について、従業員の数、年齢構成等の大幅な変動が生じた場合などで、退職金の支払いに大きな影響があると土地改良区が判断した場合は、当初決めた費用処理の期間を変更することとなります。

ただし、頻繁に変更することは望ましくありません。

(3) 正味財産増減計算書

Q 正味財産増減計算書の作成により何がわかるのか。(愛知県)

→ 貸借対照表の資産及び負債の増減がどのような要因により生じたかが一目でわかるようになります。

Q 一般会計と特別会計があり会計間で繰入・繰出が行われている場合は、貸借対照表総括表及び正味財産増減計算書総括表において、繰入・繰出の額を内部取引消去額として整理する考えでよろしいか。(愛知県)

→ 貸借対照表では他会計貸付金と他会計借入金を内部取引消去額として整理します。正

味財産増減計算書総括表ではお示しいただいた方法で差し支えありません。

Q 従来通り単式簿記会計に基づき会計事務を行いつつ、年度末に貸借対照表を作成する場合であっても、正味財産増減計算書の作成は必要になるのでしょうか。(東海局土地改良管理課)

→ 貸借対照表の作成義務がある土地改良区においては、原則として複式簿記会計を導入することとなりますが、やむを得ない事情により複式簿記会計の導入ができず、従来通り単式簿記会計に基づき会計事務を行っている土地改良区において期末に貸借対照表を作成する場合にあっては、正味財産増減計算書の作成は必要ありません。

Q 役員に対して、役員報酬とは別に支払う手当(役員会の日当)は、どの科目で計上するのか。その他会議費か。(島根県)

→ 役員報酬に含めて処理します。この場合、節にその内容を示す勘定科目を設定することも考えられます。

(4) 収支予算書

Q 収入には、前年度繰越金が有り、支出には次年度繰越金の科目が設定されていますが、これまでの取扱いだと、次年度繰越金はなく予備費としていましたが、これまでと取扱いは変わったのでしょうか。(近畿農政局)

(※ 収支予算書に次年度繰越金を含めるのか、従来通り、すべて予備費としてよいのか、予算統制上どちらが適切なのでしょうか。「翌年度繰越金」という科目は存在しないため。)

→ 財務諸表等作成要領において収支予算書・収支決算書の次年度繰越金の記載例を追加しました。

Q 複式簿記特別研修では「資金収支整理期間」について説明されていますが、この言葉について会計基準等で定義づけし、共通認識とする必要はないですか。(道土連)

→ 財務諸表等作成要領に記載しました。

なお、この期間は、収支決算書を作成するに当たっての土地改良区が定める任意の期間であって必須でもないため、会計基準で定義付けする必要はありません。

Q 予算を計上しない款・項について予算書において記載を省略することができますか。(宮城県)

→ 記載を省略することができます。

Q 予算に不足が生じた場合の「流用」についての正しい手続きを、フロー図などで具体的に提示願いたい。(宮城県土連)

→ この手続きは、会計処理ではなく土地改良区の運営手続に属するものであるため、財務諸表等作成要領及びQ&Aでは、記載対象としていません。

Q 収支予算書への注記事項として、借入金限度額及び債務負担額を注記しなければならないとありますが、どのような方法により算定するのでしょうか。また、今後、借入予定がない場合においても注記しなければならないのでしょうか。(群馬県)

(※ 取扱いを統一するため、算定方法や借入予定がない土地改良区における処理方法等を示しておく必要があります。)

→ 財務諸表等作成要領に記載を追加しました。

Q 雇用保険料の取扱いについて、教えてください。(群馬県)

(※ 土地改良区によっては、健康保険料及び年金預金は収支外にて処理し、雇用保険料については、支払いが翌年の概算払いのため、雑収入として処理(収入命令)しています。社会保険料であっても異なる処理を行っているため、それぞれの取扱いについて、示しておく必要があります。)

→ 健康保険料及び年金、雇用保険料の土地改良区負担部分は福利厚生費で処理するものと考えられます。また、従業員負担部分は預り金(収支計算外出納)で処理されるため、雇用保険料であっても他の社会保険料と取扱いは同じものと考えられます。

Q 予算書における前年度繰越金の具体的な算出方法を教えてください。(従来は出納閉鎖までは繰越しとしていませんでした)(愛知県)

→ 前年度の予算書から転記します。

Q 借入金限度額の設定基準等がありますか。(奈良県)

→ 設定基準等はありませんが、財務諸表等作成要領に記載例と説明を追記しております。

(5) 収支決算書

Q 収支決算書の注記に示される資金の範囲を教えてください。(宮城県)

→ 財務諸表等作成要領に記載を追加しました。

Q 「会計年度の翌期5月31日までの短期の債券債務」を含めた場合、貸借対照表や正味財産増減計算書の作成に影響はあるのでしょうか。(宮城県)

→ 貸借対照表や正味財産増減計算書の作成には影響ありません。

Q 資金収支整理期間と出納整理期間の考え方の違いを詳しく教えて欲しい。(山形県)

(※ 収支決算書の収支に含める期間を2か月程度設定する一方で、貸借対照表は事業年度完了までを期間として作成すると聞いている。この点が良くわからない。)

→ 財務諸表等作成要領に記載を追加しました。

(資金収支整理期間中の収入・支出の取扱い)

Q 翌年度で未収金の納入、未払い金の支払いがあった場合とは、具体的にはどのようなものをいうのでしょうか。(青森県)

→ 財務諸表等作成要領に記載を追加しました。

Q 従前の単式簿記における出納閉鎖(5月31日までの出納整理期間)と異なる取扱いに注意すべき点は、具体的にどんなことがありますか。(青森県)

→ 財務諸表等作成要領に記載を追加しました。

Q 出納整理期限と資金収支整理期間の考え方の違いを教えてください。(岩手県土連)
(※ 複式簿記会計は出納整理期限が無いという考え方しか持っていない土地改良区があることから理解してもらうために記載するもの)

→ 財務諸表等作成要領に記載しました。

Q 収支決算書に対する注記に記載することが必須となる「資金の範囲」は、財務諸表との関連性はどのようになるのでしょうか。(山形県土連)

(※ 収支決算書の次期繰越収支差額が貸借対照表の資金の範囲による計算額に一致することを確認することが重要であるため。)

→ 財務諸表等作成要領に記載しました。

Q 決算書における前年度繰越金の具体的な算出方法を教えてください。(前年度期末残高でよろしいか)(愛知県)

→ 前年度期末残高から転記することとなります。

Q 「収支決算書に対する注記」に記載している「資金の範囲」について説明して下さい。(東海農政局土地改良管理課)

→ 財務諸表等作成要領に記載を追加しました。

Q 「資産収支整理期間」の考え方及び決算額の調整方法について教えて下さい。(東海農政局土地改良管理課)

→ 財務諸表等作成要領に記載を追加しました。

Q 収支決算書への注記として、「予算額と決算額との差異が著しい科目については、その科目及びその理由」を注記しなければならないとあるが、「著しい差異」とは、どの程度の差異か。(鹿児島県土連)

→ 財務諸表等作成要領に記載しました。

Q 収支決算書への注記として、「資金の範囲」を注記しなければならないとあるが、記載

例が・・・になっていてわからない。「資金の範囲」とは流動資産と流動負債のすべてか。

(鹿児島県土連)

→財務諸表等作成要領に記載しました。

(6) 財務諸表に対する注記

Q 財務諸表に対する注記4に記載する特定資産は、積立資産のほか所有土地改良施設等や土地改良施設建設仮勘定等も含めすべてを記載するのですか。(道土連)

(※ 建設仮勘定についても補助金相当額は指定正味財産とすべきか不明のため。)

→ すべてを記載することとなります。

Q 当該年度に職員退職給付引当資産が職員退職給付引当金の額を下回る場合、財務諸表に対する注記4の(うち負債に対応する額)には当該積立額と同額を記載して良いですか。また、逆に積立資産が引当金を若干上回るが、翌年度の積立額で調整することとした場合、(うち負債に対応する額)に引当金の額を記載し、引当金を上回る額を(うち一般正味財産からの充当額)に記載してよいですか。(道土連)

(※ (うち負債に対応する額)には積立額の如何に関わらず引当金の額を記載し、差額が生じた場合は、(うち一般正味財産からの充当額)に記載するのではないかとの照会が土地改良区からあったため。)

→ ご指摘のとおり、当該年度に職員退職給付引当資産が職員退職給付引当金の額を下回る場合、財務諸表に対する注記4の(うち負債に対応する額)には当該積立額と同額を記載して差し支えありません。また、職員退職給付引当積立資産が職員退職給付引当金を上回る場合、負債に対応する以外に一般正味財産から充当されていると考えられることから、その差額は(うち一般正味財産からの充当額)として取扱います。

Q 財務諸表に対する注記4の(うち指定正味財産からの充当額)及び(うち一般正味財産からの充当額)の小計を貸借対照表の内書きに転記していますが、(うち一般正味財産からの充当額)が一般正味財産合計を上回る記載となっても良いですか。(道土連)

(※ 発電会計の手引(山形県連)において、他会計からの借入金があるため発電事業会計では上記質問のとおり内書きが上回った記載となっているため。)

→ (うち一般正味財産からの充当額)が一般正味財産合計を上回ることはあります。(公益法人会計基準に係る実務指針 4の(5)Q28参照)

なお、特別会計を設置している場合には、総括表を作成し合算・内部取引消去を行い、土地改良区全体の財務諸表等を作成した上で土地改良区全体の財務諸表に対して注記を行います。

Q 備忘価額1円の施設の場合、取得価格0円と記載して事務処理上支障がありますか。

(岩手県土連)

(※ 古い土地改良施設については取得価格が不明な場合もある。備忘価額が1円が

確定していれば、取得価格0円表記にしても問題ないのではないか。調べる労力の低減のため確認するもの)

→ 取得価格1円として、その上で備忘価格1円として計上してください。

Q 注記の記載事例を教えてください。(福井県)

→ 財務諸表等作成要領第7章に記載しております。

Q 財務諸表に対する注記は、一般会計、特別会計それぞれごとに作成するのでしょうか、それとも、まとめてひとつの注記として作成するのでしょうか。(京都府土連)

→ 特別会計を設置している場合、総括表が作成され、一般会計及び特別会計が合算・内部取引消去された土地改良区全体の財務諸表等が作成されます。財務諸表に対する注記は、この土地改良区全体の財務諸表に対して記載されるため、会計単位ごとに財務諸表に対する注記を作成する必要はありません。

Q 特別会計を設置している場合、総括して内容を記載するのでしょうか。(愛知川沿岸土地改良区)

→ 特別会計を設置している場合、総括表が作成され、一般会計及び特別会計が合算・内部取引消去された土地改良区全体の財務諸表等が作成されます。財務諸表に対する注記は、この土地改良区全体の財務諸表に対して記載されるため、会計単位ごとに財務諸表に対する注記を作成する必要はありません。

Q 財務諸表に対する注記は、一般会計、特別会計それぞれごとに作成するのでしょうか、それとも、まとめてひとつの注記として作成するのでしょうか。まとめて作成するのであれば、その書き方は、一枚の中に、一般と特別を区分して記載し集計表のようなものを設けるのでしょうか。それとも、一つの様式に、合計したかたちで記載するのでしょうか。(滋賀県土連)

→ 特別会計を設置している場合、総括表が作成され、一般会計及び特別会計が合算・内部取引消去された土地改良区全体の財務諸表等が作成されます。財務諸表に対する注記は、この土地改良区全体の財務諸表に対して記載されるため、会計単位ごとに財務諸表に対する注記を作成する必要はありません。

(7) 財産目録

Q 土地改良施設用地は、どの程度の区分・内容とすべきですか。(道土連)

(※ 財産目録は、すべての資産及び負債につき、その名称、数量、価額等を詳細に表示するものでなければならないとされていますが、土地改良施設用地等についてはどの範囲まで記載するか土地改良区により異なっており、ある程度標準的な指導・助言を行う必要があるため。)

→ 貸借対照表や土地改良施設台帳等の区分を参考として、土地改良区の判断で決定します。

Q 名称、数量、価格等を詳細に表示するとあるが、どの程度表示するのか具体的に教えてください。(福井県)

→ 財務諸表等作成要領に示したものは例示であり、表示の程度は土地改良区の任意で設定して差し支えありません。

Q財産目録を作成する理由を教えてください。(愛知県)

(※ 土地改良区からの意見質問:複式簿記では貸借対照表を作成するので財産目録を作成する必要がないと思います。詳細が必要であれば上記財務諸表に対する注記に記載すべきではないでしょうか。)

→ 財産目録は土地改良法第 29 条の 2 第 1 項において決算関係書類に含められ、土地改良法第 30 条第 1 項第 7 号により総会の議決を経ることとされており、実質的に作成が義務付けられております。

Q 一般会計と特別会計がある場合でも、財産目録は会計別に作成する必要はなく、一般会計と特別会計を合わせた、土地改良区の期末の財産状況を示したものとよいか教えてください。(愛知県)

→ 財産目録は一般会計と特別会計を合わせた、土地改良区全体の期末の財産状況を示したものと差し支えありません。

Q 土地改良区の借入金(金融公庫)は負債に計上することとなりますが、毎事業年度の償還額と同額の補助金が市から交付されています。(愛知県)

このような場合は負債計上としないということによいか。

→ 相殺せず借入金を負債の部に計上します。

(8) 会計方式の移行措置

Q 旧会計基準に基づき資産計上していた場合、新会計基準に置き換えた時点で過年度修正により補正するのか、開始貸借対照表を作成し、新たにスタートするのかお教えてください。(道土連)

(※ 複式簿記会計に移行済みの土地改良区においては、新会計基準への移行により再スタートとなることに懸念する土地改良区が多いため。)

→ 複式簿記会計に移行済みの土地改良区は過年度修正により補正します。

Q 何をいつまでに作成しなければならないか、スケジュールなども示したうえで、それぞれの項目について留意事項を示してほしい。(長野県)

→ 財務諸表作成要領及び Q&A は、あくまでも会計処理方法を示すものであり、スケジュールを示すものではないので、記載しておりません。

Q 新年度から複式簿記への移行し、同時に新基準に対応する款項目に変更したいと考えていますが、その際の手順として「何時の総(代)会に」「どのような議案」を諮る必要がありますか。(福井県)

→ 土地改良区の運営手続の性格が強く、会計処理方法ではないため、Q&A には記載しませんが、少なくとも、複式簿記会計に移行する前年度の総代会までには、会計細則等の改正議案とともに、総代会に諮る必要があります。

(11) 会計基準注解

Q 施設賠償保険や自動車保険等で対象期間が年度を跨ぐ場合は、少額であっても繰延処理が必要となりますか。(道土連)

(※ 土地改良区から少額で継続的に加入している上記保険料について、重要性の原則の例外とできないか相談があったため。)

→ 金額が僅少で重要性が低いものと土地改良区が判断した場合は繰延処理せず、支払った年度の支出として処理することも考え方もあります。

Q 取得価額を算定しないことが出来る土地と見なされる施設として未舗装道路が挙げられているが、敷砂利ほどでなく補修砂利程度の農道や造成時は敷砂利されていたが維持管理が疎かになっている農道等に係る、舗装・未舗装道路の判断基準を教えてください。(秋田県)(※ 舗装・未舗装道路の判断基準を持ち得ていないため。)

→ 土地改良区又は指導監督部局等が任意で判断基準を設定することとなります。

Q 土地改良区が水路の部分補修等のために保管しているコンクリートトラフ(残材・派生材等)について、貯蔵品として扱わないこととしてよいですか。(道土連)

(※ 土地改良区は、施設更新等で不要になったトラフ等を補修材として保有している場合が多いが、資産としては管理していないため。)

→ 重要性が低いものとして土地改良区が判断した場合には購入した年度の支出として処理することも考えられます。

Q 重要性が乏しい満期保有目的の債権とは、どのようなものでしょうか。(愛知県)

→ 取得価額と額面金額との差額が僅少な債券、又は取得価額の金額が資産総額と比較して僅少な債券をいいます。

Q 減価償却法について教えてください。(愛知県)

→ 財務諸表等作成要領に記載しました。

Q 退職給付会計とは、どのようなものか教えてください。(愛知県)

→ 財務諸表等作成要領に記載しました。

(注2) 基本財産及び特定資産の表示について

Q 基本財産を定款に定めない場合の取扱いについて、教えてください。(岐阜県)

→ 基本財産を定款に定めない場合は貸借対照表に基本財産が計上されないこととなります。なお、定款に規定しないにも関わらず基本財産を計上することはできません。

Q 併せて具体例を示して下さい。(東海農政局土地改良管理課)

→ 財務諸表等作成要領の第3章のⅢに記載しました。

(注3) 指定正味財産の区分について

Q 譲与又は寄付で用途に制約が課された資産を受け入れる場合、当該資産額を指定正味財産の区分に記載するとの部分で、「原則として」との記述があるのは何故でしょうか。

(福井県)

→ 用途が特定されている資産を譲与で受け入れた場合、又は国や地方公共団体から補助金等を受け入れた場合には、原則としてその受入額は指定正味財産増減の部に記載されますが、当該事業年度末までに目的たる支出を行うことが予定されている補助金等を受け入れた場合には、その受入額を受取補助金等として一般正味財産増減の部に記載することができます。(土地改良区会計基準注解 注12)

このように一部例外的な取扱いが許容されているため、「原則として」という記載となります。

(注4) 土地改良施設用地等の評価について

Q 施設用地については、補助事業で取得したとしても指定正味財産として扱わないのは何故ですか。(道土連)

→ 補助事業で取得したもので、国又は都道府県等の負担額がある場合には、国又は都道府県等の負担額が指定正味財産に計上されます。

Q 施設用地の取得価額が不明のため備忘価格とした場合にも、新たに取得した用地については取得価額とするのはどのような理由からですか。(道土連)

(※ 事業で買収等により取得した部分だけ取得価額となり、施設用地の評価額に大きな差が生じるため、組合員にどのように説明すべきか。)

→ 施設用地の取得価額が不明のため備忘価格とする取扱いは例外的な措置であり、原則として取得価額を計上することとなります。

(注7) 満期保有目的の債券の評価について

Q 満期保有目的の債券を額面と異なる価額で取得した場合の取扱を教えてください。

額面より低い価額で取得した場合

額面より高い価額で取得した場合

※低い場合：原価償却法、償却額を収入計上(勘定科目)

高い場合：原価償却法、償却額を費用計上？（勘定科目は？） 具体的方法は。
（愛知県）

→ 財務諸表等作成要領に記載しました。

（注 12）補助金等について

Q 補助金についての交付決定通知を受けたときは、複式簿記上の取引に該当しますか。
また、受託事業についてはどうですか。（道土連）

（※ 複式簿記導入促進特別研修テキスト「土地改良区複式簿記基礎知識」では、交付決定通知書を受けたときに取引が発生したとして 未収補助金／〇〇補助金収入 と仕訳すると説明を受けましたが、補助金の入金をもって取引が発生したとする処理も行われており、土地改良区複式簿記会計において統一した考え方をお示してください。

また、受託事業においては、受託契約に基づき受託者である土地改良区に履行義務が生じますが、実際の行為が行われていないことから、義務が履行され請求が行われたときに取引と見做す考え方で良いでしょうか。）

→ 交付決定通知を受けた段階では仕訳を計上しません。受託事業の場合は、業務委託を受けた場合と同様の会計処理を行います。

Q 財務諸表に対する注記 8 に記載する補助金について、補助事業の最終年度であっても指定正味財産の場合は、当期減少額は当期の減価償却額のうち補助金相当額のみが計上され、当期末残高は翌年度の同表に前期末残高が記載されると考えてよいですか。併せて記載例をお示してください。（道土連）

（※ 公益法人会計基準に関する実務指針 Q22 の回答欄に示された「補助金等の内訳並びに交付者、登記の増減額及び残高」の表及び関係質問の回答を読み比べると上記の記載が必要と思われます。ただし、現在、土地改良区では基盤整備促進事業等を維持管理事業として新たに法手続きを行わないで更新事業を実施していることから、このような事業も含めてどのように処理すべきかお教えください。）

→ 補助事業で施設を造成した場合にはご指摘のとおりです。

ただし、施設を造成しない補助事業で補助事業の目的となる支出がなされた場合には、補助事業の進捗分だけ減少させることとなります。記載例は財務諸表等作成要領第 1 章と第 7 章に記載しました。

Q 財務諸表に対する注記 8 の「貸借対照表上の記載区分」には「一般正味財産」又は「指定正味財産」のほかどのような記載がありますか。また、土地改良区営のソフト事業についても記載する必要がありますか。（道土連）

（※ 記載方法が分からないので、ご教示ください。）

→ 未収補助金が記載される可能性があります。土地改良区営で補助金等の交付を受けている場合は記載する必要があります。

Q 国又は都道府県等から補助金等を受け入れた際、受取補助金等として指定正味財産増減の部に記載するが、翌年度に予算の全部又は一部を繰り越しする場合は指定正味財産で行うのか、一般正味財産に振り替えてから行うのでしょうか。(秋田県)

→ 補助金の目的とする支出が補助金受領の翌年度になされる場合は、指定正味財産の部に計上され、補助金の目的とする支出がなされる年度に一般正味財産に振り替えることとなります。

Q 現在特別会計において行っている水利施設維持管理事業の補助金を受けているが、受け入れ口座を一般会計にしているため、一般会計で補助金として入力し、特別会計繰出金として支出している。この場合特別会計には補助金として入金にならないが、問題ないのでしょうか？間違いならどういう方法で処理すべきなのでしょう？(ちなみに当該事業年度末までに支出は行われるため科目は最初から一般正味財産の部で行っている)(福井県)

→ 一般会計及び特別会計は総括表で合算されるため結果としては土地改良区単位での財務諸表等が作成されるため合算と相殺消去が適正に行われている限りにおいて許容されるものと考えられますが、補助金と経費は特別会計と一般会計間でまたぐのではなく、特別会計内で対応させた方が望ましいものと考えられます。

Q 移行期間内において単式簿記方式で、期末に貸借対照表を作成する方式での会計を開始してもさしつかえないでしょうか。(奈良県)

→ 複式簿記方式への移行に当たっては、移行期間の属する事業年度の開始貸借対照表を作成し、そこから複式簿記方式による記帳がなされ、財務諸表等が作成されます。それまで単式簿記により記帳されている取引も複式簿記方式に記帳しなおす必要があるため、期末に作業が集中する恐れがありますので、移行期間の属する事業年度の早い時期に複式簿記方式に移行した方が望ましいものと考えられます。

(注 13) 指定正味財産の部から一般正味財産の部への振替について

Q 指定正味財産の部から一般正味財産の部への振替については、会計基準注解の注 1 2 及び注 1 3 に記載されているが、その時期は決算整理として年度末に行ってもよろしいでしょうか。

→ 決算整理として年度末に行うこととなります。

Q どのような振替は経常収支とし、どのような振替は経常外収支とするのでしょうか。(福井県)

→ 現状ほとんどの場合で想定されるケースは土地改良施設の減価償却費の計上に伴う振替であり、その場合は経常収支に計上することとなります。

Q 一般正味財産の部から指定正味財産への振替について

※不可（あり得ない）であることを記した方がよいのではないか。（愛知県）
→ 会計処理方法が記載されていないことをもって、不可としております。

(12) 別表 会計方式の移行措置

1 過年度分の減価償却累計額の取扱について

Q 土地改良施設の減価償却はこれまで月単位で行っていましたが、新基準へ移行する際、前年度期末額を導入年度の期首額として、以後年換算で減価償却することによろしいでしょうか。（山形県土連）

（※ 既に複式簿記導入済の土地改良区では、月換算による減価償却が一般的であり、新基準移行への移行措置について明確にするべきであるから。）

→ 所有土地改良施設及び土地改良施設使用収益権は期首に取得したものと見なして、年換算で減価償却を行います。

5 指定正味財産及び一般正味財産の本会計基準適用初年度の期首残高について

Q 現在は旧基準により貸借対照表を作成していますが、新基準に切り替える際、所有土地改良施設の補助額を指定正味財産に計上することになります。しかし、一般正味財産の額は変わりませんので、新基準移行初年度の期首に指定正味財産及び一般正味財産に分けてスタートしてよろしいでしょうか。（山形県土地連）

→ 新基準移行初年度の期首に補助額の指定正味財産への計上及び所有土地改良施設の増額を行った上で、指定正味財産及び一般正味財産に分けてスタートします。

7 土地改良施設用地等の評価について

Q 施設用地と民地を有償交換・等価交換（無償）する場合の仕訳について教えてください。また、交換に付する施設用地を備忘価格で計上していた場合、交換により取得した土地も備忘価格とすることができますか。（道土連）

→ 同種同一用途の土地を交換する場合で、交換に付する施設用地を備忘価格で計上していた場合は交換により取得した土地も備忘価額で計上することとなります。

Q 備忘価格により計上していた施設用地の一部を除却処分する場合、その仕訳はどのようにすべきですか。（道土連）

→ 台帳で除却した面積等を控除しますが、会計上の仕訳は計上されないこととなります。

Q 土地改良施設用地の地上権は、連続する権利を一括りとして1円で計上してよろしいでしょうか。（山形県土連）

（※ 1筆毎に固定資産台帳に掲載することは煩雑になってしまいます。）

→ 財務諸表等作成要領に記載したとおり、一括りで1円と計上して差し支えありません。

8 引当金について

Q 引当金の要件を詳細に教えてください。(宮城県)

→ 企業会計原則注解(昭和57年4月20日 企業会計審議会)の注18(以下「注解18」)では、引当金の計上要件として下記の4つが挙げられています。これらの要件を満たしたものが引当の対象とされ、当期に帰属する金額が費用(引当金繰入額)として認識されるとともに、その相手勘定として負債(引当金)が計上されます。

＜引当金の計上要件＞

- ① 将来の特定の費用又は損失であること
- ② その費用又は損失が当期以前の事象に起因して発生するものであること
- ③ 発生の可能性が高いこと
- ④ その金額を合理的に見積ることができること

賞与引当金を例にこれらの条件に当てはめて考えてみます。

期末時点と基準とすると、賞与は翌期に支払われるものであるため、①将来の特定の費用又は損失であると言えます。また、当期における従業員からの役務提供に対して支払われるものであることから、②当期以前の事象に起因して発生する費用と言えます。そして、経営環境や過去の支給実績を考慮した場合に、③発生の可能性が高いと認められ、かつ、月額給与の〇ヵ月分などと、④その発生金額を合理的に見積ることが可能な場合には、賞与引当金を計上することになります。

なお、発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできないとされており、保証債務等の偶発債務は、貸借対照表に注記しなければならないとされています(企業会計原則 第三 一 C)。また、①から③の要件を満たすものの金額を合理的に見積もることができない場合には、偶発債務に準じて貸借対照表の注記の対象とすることなどが考えられます。

Q 23基準で負債に計上していた積立金は引当金に含まれるのでしょうか(宮城県)

→ 31基準の別表1(第1の5関係)に記載されていない引当金は、原則として引当金に含まれない取扱いとしたため、取り崩すこととなります。

Q これまで財産目録では〇〇積立金引当金として取り扱ってきたが新基準の引当金に該当しない場合、開始貸借対照表の作成時に一括削除してよろしいでしょうか。(山形県土地連)

(※ 地区除外決済金引当金等の多額となっている引当金を5年以内に取り崩すことになると、毎年度の正味財産増加額が多額となり、運営上誤解を招くことになるから。)

→ 単式簿記からの移行の場合は差し支えないものと考えられます。すでに複式簿記を導入している場合は貸借対照表に計上されているため、取り崩すこととなります。

Q 職員退職給付引当金が新設されていますが、引当額に充てるキャッシュが不足する場合はどのようにするのか教えてください。(愛知県)

→ 理論的には引当額に充てるキャッシュがなくとも引当金を計上することができますが、実際の支払時にはキャッシュが不足することとなるため、退職金の支払いに備えて積立金を積み立てておくなどの対応をとることが望ましいものと考えられます。

Q 役員手当についても、引当金を新設する必要があるか教えてください。(愛知県)

→ 役員手当には引当金は必要ありません。

Q 引当をしたものは、積立金を設けると理解するのでしょうか。(愛知県)

→ 必ずしも積立金を設ける必要はありません。土地改良区の判断で積立が必要と判断したもののついて積立金を設けることとなります。

Q 引当金に該当しない場合の、取り崩しの仕訳と勘定科目を具体的に教えてください。(日野川流域土地改良区)

→ 原則として土地改良区会計基準別表第1(第1の5関係)に記載されていない引当金は取崩しの対象となります。取崩の仕訳は財務諸表等作成要領に記載しております。

Q 引当金の要件を満たさないものにはどんなものがありますか。(奈良県)

→ 土地改良区会計基準では、土地改良区会計基準別表第1(第1の5関係)に記載されていない引当金は、原則として引当金の要件を満たさないものとし、取り崩すこととしております。

9 収支外出納について

Q 複式簿記会計移行済み区において、民間ソフトを活用し、収支外出納(源泉徴収や社会保険の個人負担分)と一般会計を分けて会計処理し、かつ、会計処理に必要な主要簿、補助簿等が作成されている場合、これを容認することは差し支えないですか。(道土連)
(※ 納付目的ごとに収支区分され、口座も管理されることから、一般会計と収支外出納の混同(間違い)を避けるために行われています。なお、システム上現金及び預金出納帳や仕訳帳を一つにまとめて出力できるものとなっています。また、収支外出納も一般会計と合わせて毎月の検査(出納例月検査等)や監事監査が行われています。)

→ 収支計算外出納も容認されます。財務諸表等作成要領に記載を追加しました。

Q 会計基準の別表第1に記載されている引当金を計上する理由は。(岩手土地連:土地改良区からの照会による)

→ 前述の宮城県の質問に対する回答の通りです。

Q 引当金の4条件を満たすにも関わらず引当金を計上せずに全て積立資産として会計処理することは、問題ないか。(岩手県土連:土地改良区からの照会による)

→ 4条件を満たすものは、引当金を計上する必要があります。

Q 引当金の4条件に合致するものを計上することは「義務」、積立金を計上することは、「任意」という整理でよいか（岩手県土連：土地改良区からの照会による）
→ 貴見のとおりです。

Q 造成年度が不明の土地改良施設で、当時の関連書籍等も関係機関で処分されていた場合の減価償却について具体的な算定方法について教えてください。（岩手県土連：土地改良区からの照会による）

→ 造成年度が不明で資料が全くない場合については、貸借対照表に計上する際において、備忘価額1円を計上しておき、その後、資料等が明らかになった際に、過年度修正により適正に仕訳を行って実際の取得価額を計上することとなります。

2 会計細則例

- Q 第2条 銀行印の保管管理、執行についてはなくても良いか。(宮崎県土連)
→ 土地改良区の事務手続及び内部管理事項の性格が強く、会計処理に関する事項ではないため、記載対象としないこととします。
- Q 第6条 帳簿等の保存期間を最低10年以上とする理由を教えてください。(福井県)
→ 会社法上の帳簿書類の保存期間に準じた取扱いとなっております。
- Q 第6条 保全期間を経過した帳簿についても、処分の際には会計担当理事の承認を必要とするのは何故でしょうか。(福井県)
→ 通常、業務を行う際には責任者の承認が必要なものであると考えられます。
- Q 第9条 第4項において、なぜ第1号と第2号を区分して定めるのでしょうか。(福井県)
→ 区分せず土地改良区の任意で定めても差し支えありません。
- Q 第9条 科目を別に定めると規定していますが、「土地改良区会計基準に基づく」とし、「詳細は財務諸表、予算書、決算書に記載のとおり」とできないか。(福井県)
→ 会計細則例はあくまでも例示であるため、土地改良区が任意で定めても差し支えありません。
- Q 第9条 補正予算、予備費の充当についての記載はないのでしょうか。(宮崎県土連)
→ 財務諸表作成要領に記載しております。
- Q 第9条 予備費の計上額は、どの程度が適当でしょうか。(鹿児島県土連)
→ 経済情勢や災害など支出に影響を与えうる事象はその時々によって規模が異なり、財政規模も年々変化していくものであることから、土地改良区会計では、予備費の金額の上限は定められていません。
ただし、一般的には、支出予算額の1%以内とすることや、収入予算額の3%~5%を上限とすることが考えられます。
- Q 第10条については、第4条を削除した場合、「特別会計」について文言を記載しなくてよいか。(奈良県)
→ 特別会計を設置している場合は、文言を記載した方が望ましいものと考えられますが、土地改良区の判断で記載の要否を決定することとなります。
- Q 第12条 伝票制を採用した場合、伝票作成毎に決裁が必要になりますか。(福井県)
→ 一般的には伝票作成毎に決裁が必要となります。

Q 第13条、第22条の収入命令書及び支出命令書の科目には、貸借対照表と正味財産増減計算書の勘定科目のどちらを記載したらよいのでしょうか。(近畿農政局)

(※ 仕訳においては両方の勘定科目を使用するケースが多いため、命令書に記載する科目の考え方を整理しておく必要がある。)

→ 従前からの土地改良区会計実務を踏まえ、収入命令書及び支出命令書の科目には、収支科目を使用することで、財務諸表等作成要領では説明しております。

Q 第25条 立会いが必要とする金額の目安はありますか。(奈良県)

→ 土地改良区の判断で金額の目安を決定することとなります。金額が僅少なもので立会を求めると事務手続が煩雑となりますので作業量と業務管理を比較考量して設定することとなります。

Q 第26条 口座振替による支出において、債権者からの領収書を省略できる金額を規定しています。振替が確認できれば債権者の領収書は不要と考えますが、当該規定を設ける理由と目安となる金額を教えてください。(福井県)

→ お示しいただいた考え方で差し支えないと存じます。当該規定は金額が僅少な場合における事務手続の重複に配慮したものと推察されます。

Q 第26条 口座振替により領収書を徴収しなくてよい金額の目安はありますか。(奈良県)

→ 土地改良区の判断で金額の目安を決定することとなります。ただし、手許現金の管理上、ある程度の上限を設けておくことが望ましいものと考えられます。

Q 収支決算関係書類を知事あてに提出する旨は規定する必要がありますか。(奈良県)

→ 土地改良区の判断で記載の要否を決定することとなります。

Q 第26条 債権者からの領収書の徴収について、銀行振込による場合は金融機関の領収書に代えることができることとしたいが問題ありませんか。また、口座振替による場合で、金融機関の領収書に代えることができる、1件あたりの金額の上限を定める目的は何ですか(上限額を定めない取扱いでも構いませんか)。

→ 金融機関の領収書で差し支えありません。1件当たりの上限額は手許現金の適切な管理のため設定した方が望ましいものと考えられます。

Q 第26条 口座振込により支出した場合に、1件の支払金額が〇円以下の場合、金融機関の領収書のみで債権者からの領収証を徴収しなくてもよいこととされていますが、国が考える金額の目安はいくらぐらいでしょうか。(道土連)

※ 道の会計細則例では、これまで金融機関の領収証があれば、債権者からの領収証は

求めなくても構わない扱いとしてきたため、何らかの標準的な目安を定める必要があります。

→ 第 26 条の記載は例として示しているものであるため、金額を定めなければならないわけではありません。

Q 第 30 条 小口現金を規定（採用）しないことは構いませんか。（道土連）

（※ 北海道では、小口現金扱いとせず、手持ち現金の規定（使途・保有限度額等）を設けている土地改良区が多いため。）

→ 土地改良区の判断で小口現金を規定（採用）しないこともできます。

Q 第 36 条 月計表は伝票制でなくても作成する必要があるのでしょうか。（近畿農政局）

（※ 伝票制を採用しない場合、月計表は必要でないと思われるため。）

→ 土地改良区の判断で作成の可否を決定することとなります。

Q 第 40 条 仕訳伝票を用いるメリットとデメリットを教えてください。また、入金・出金に伝票を利用する場合は、仕訳帳も伝票制にする必要があるのでしょうか。（福井県）

→ Q14-3 及び財務諸表等作成要領に記載しました。

Q 第 42 条 収入簿および支出簿に口座を設けるとは具体的にどのようなことを行うのでしょうか。（福井県）

→ 「の口座」は削除しても差し支えないものと存じます。

Q 第 45 条 補助簿のうち他の書類等で確認できるものについては、土地改良区の判断により作成しないことが認められますか。（道土連）

（※ 電算化により必ずしも台帳として保管することを要しないもの、件数等が少ないため関係書類の保管・保存で足りると考え、土地改良区の多くが作成していない補助簿が含まれているため。）

→ 補助簿の作成については任意であるため、土地改良区の判断により作成しないことは認められます。

Q 第 45 条 記載例にない補助簿を作成した場合、会計細則に記載する必要があるか。（岩手県土連）

Q 第 45 条 全ての土地改良区において必ず必要な補助簿を教えてください。（福井県）

→ 財務諸表等の作成及び管理が必要な取引として土地改良区が判断したものが最低限必要な補助簿となります。

Q 第 47 条 仕訳帳及び現金預金出納帳は遅滞なく記帳すると規定していますが、財務諸表等作成要領（案）の第 1 章のⅢ（p12）では年度末の一括処理を許容しています。どのよ

うな場合に年度末一括処理が認められるのでしょうか。(福井県)

→ 誤解を招くため当該記載は削除しました。

Q 第 57 条 決裁済の収支命令書等を第 3 項に基づき作成した場合、作成した赤黒表示の命令書等は改めて決裁をとる必要があるのでしょうか。(福井県)

→ 一般的には決裁をとるものです。

Q 財務諸表等の様式については、「会計基準別表 2 による」とされていますが、これらの様式は国の会計基準に定めることとし、土地改良区の会計細則では定めないのででしょうか。

→ 土地改良区が会計細則において定める必要があります。

Q 賦課金を現金で窓口で支払いに来られる場合、必要となる釣り銭は小口現金とは異なると思いますが、会計細則に釣り銭に関する規定を設けるにはどのように形で規定すればよいのか教えてください。(愛知県)

→ 例えば小口現金に準じて規定することが想定されます。

Q 不納欠損処理に関することを会計細則に規定したいので、どのようにすればよいか教えてください。(愛知県)

→ 財務諸表等作成要領等を参考に、各土地改良区の実態に応じ、不納欠損処理の手続を規定してください。

Q 第 69 条 正味財産増減計算書は公表する資料に含まれないのは何故でしょうか。

正味財産増減計算書の用途、使用する場合のタイミングについて具体的に教えてください。(福井県)

→ 土地改良法に作成が義務付けられているものは貸借対照表のみですが、貸借対照表の作成過程で当然に正味財産増減計算書は作成されるものであり、土地改良区の判断で公表することは差し支え有りません。

そのため、正味財産増減計算書は貸借対照表と同時期に作成されることから、資産及び負債の増減内容の把握を用途とし、貸借対照表とともに開示されるものと想定されます。

Q 第 69 条 財務状況の公表書類について、正味財産増減計算書は対象となっていないませんが、どうしてでしょうか。(東海農政局土地改良管理課)

→ 財務状況の公表の規定については、組合員に対する土地改良法第 29 条の 2 第 1 項の決算関係書類の早期公表としており、正味財産増減計算書は含まれていません。なお、正味財産増減計算書も合わせて公表することは差し支え有りません。

- Q 帳簿、会計主要簿及び補助簿の違いを教えてください。(宮城県)
- 財務諸表等作成要領に定義を記載しております。

3 土地改良区特有の仕訳

① 賦課金関係

- ・ 組合員からの賦課金の納入（年度内納入と翌年度納入の扱い）

→財務諸表作成要領に記載しました。

- ・ 未収賦課金等から長期未収賦課金等への振替仕訳と振替の時期（道土連）

※ 納期日から1年を超えるものを長期未収賦課金とした場合、同一年度の賦課金でも未収賦課金等と長期未収賦課金に区分されてしまうため。

→ 財務諸表作成要領に記載しました。

- ・ 翌事業年度以降の賦課金を受け取った場合の仕訳

組合員から特別賦課金（事業償還分）の全額納付の希望があり納付された場合、20年分の賦課金納付があったとして、どういう仕訳になるのでしょうか。

→ 財務諸表等作成要領に記載しました。

Q 引当金として計上すべき基準額を示して欲しい。（賦課調定総額の何%等）（宮川用水土地改良区）

（※ 少額の過年度未収金は引当金計上しなくてもいいのではないかと＝土地改良区運営に影響を与えない金額＝通常欠損処分事足りる）

→ 長期未収賦課金等について引当金を計上する場合とは、徴収先個別に全額が回収不能と認められる場合ですので、徴収先単位で備忘価額1円まで引当金を計上します。

過年度未収金が僅少な場合は引当金を計上しない取扱いも許容されるものと考えられます。

⑤ 不納欠損引当金の計上

Q 不納欠損引当金は「全額徴収可能と認められないと判断した場合」に1円の備忘価額を残して繰り入れるようですが、例えば「和解」等により、一部が回収不能となる場合にはこの回収不能の一部の金額を計上するという事はしないのですか。（大阪府土連）

→ 一部回収不能の場合は、引当金を計上しないこととしております。

Q 不納欠損引当金の繰入時期に関しては、「過去3年間の平均不能欠損率」による場合は、期末の計上が可能ですが、「総代会の議決を経て」という場合には、翌年度でないと計上できないのではないかと考えます。このように計上時期がずれてもいいのでしょうか？（大阪府土連）

→ お示しいただいた事例では、計上時期がずれることはやむを得ないと存じます。

⑦不納欠損処理後に納付された賦課金の処理

Q 不納欠損処理をしたということは、「消滅時効が完成した」、あるいは「不納欠損処理するという総代会の議決があった」ということだと考えます。

「不納欠損処理するという総代会の議決があった」時は相手に対して「債権放棄」あるいは「債務免除」の通知は出さないのでしょうか？

また消滅時効が完成したような状態で、相手が支払ってくれば受領するのでしょうか（大阪府土連）

→ 総代会において不納欠損処理の議決を行ったとしても、その旨の通知を出す必要はありません。また、不納欠損処理後又は消滅時効完成後に、組合員から任意での支払があった場合はその金銭を受領した上で、雑収入として処理することとなります。

4 単式簿記会計で貸借対照表のみ期末で作成する場合の方法

複式簿記会計を推進する観点から、今回作成するQ&Aにおいては、4の項目は立てていません。

(意見) 表題を「4 期末に貸借対照表を作成する場合の方法」とすべきなのではないでしょうか。(山形県土連)

(※ 単式簿記会計は、管理する土地改良施設が無い場合等に採用することができるのであり、それ以外に単式簿記方式であると明示するのは誤解を招くのではないのでしょうか。せめて、「年度期間中は、収入命令書、支出命令書で仕訳し、期末に振替命令書を一括で処理する場合の方法」と具体的な内容を示した方が良いのではないのでしょうか。)

→ この項目を記載することにより、複式簿記導入の検討を行わなくなる土地改良区が多くなると思われることから、そもそも本項目は全部削除することとしました。

(意見) この質問ではなく、「期間の仕訳は収入命令書及び支出命令書で会計を行い、期末に資産、負債等の仕訳を一括して行うことにより貸借対照表を作成する方法及び留意事項を教えてください。」という表現にすべきなのではないでしょうか。(山形県土連)

→ 前の意見の回答のとおり、本項目は全部削除することとしました。

Q 単式簿記会計で期末に貸借対照表を作成する場合に、単式簿記会計の会計細則の規定との関連はどのようになるか教えてください。(道士連)

(※ 指導監督基準及び会計細則例(単式簿記)の規定に貸借対照表の作成に関する部分が見当たらないように思いますが、法に規定するのみでしょうか。)

→ 現在お示ししている単式簿記会計の会計細則例には、あくまでも、貸借対照表の作成を要しない土地改良区向けのものであり、貸借対照表に関する規定は一切ありません。

なお、貸借対照表の作成義務がある土地改良区においては、原則として複式簿記会計を導入することとなりますが、やむを得ない事情により複式簿記会計の導入ができず従来通り単式簿記会計に基づき会計事務を行っている土地改良区においては、期末に貸借対照表のみを作成することとなりますが、その場合の会計細則例等については、今後の状況を踏まえ、検討させていただきます。

Q 単式簿記会計で、期末に貸借対照表を作成する場合、会計基準や指導基準のどの規定が適用され、どの規定が適用されないのかを教えてください。(近畿農政局)

(※ 土地改良区が、法令上で貸借対照表の作成が要件とされかつ単式簿記を採用する場合については、会計基準等の適用関係が不明確であるため。)

→ 貸借対照表の作成義務がある土地改良区においては、原則として複式簿記会計を導入することとなりますが、やむを得ない事情により複式簿記会計の導入ができず従来通り

単式簿記会計に基づき会計事務を行っている土地改良区においては、期末に貸借対照表のみ作成することとなりますが、その場合の会計細則例等については、今後の状況を踏まえ、検討させていただきます。

Q 単式簿記会計で、期末に貸借対照表を作成する土地改良区の場合の会計細則例を教えてください。(兵庫県)

→ 国としては、複式簿記会計の導入を推進することとしておりますので、単式簿記会計で期末に貸借対照表を作成する場合の会計細則例等については、今後の状況を踏まえ、検討させていただきます。

Q パソコンを所有しない改良区が、従来どおりの単式簿記会計で、期末に貸借対照表を作成する場合の作成方法及び留意事項を教えてください(福岡県)。

→ 国としては、複式簿記会計の導入を推進することとしておりますので、本 Q&A を記載すると、複式簿記導入の検討を行わなくなる土地改良区が多くなると思われるため、本項目は削除することとしました。単式簿記会計で期末に貸借対照表を作成する場合の会計細則例等については、今後の状況を踏まえ、検討させていただきます。

Q 引き続き単式簿記会計を継続し、施設も有せず貸借対照表の作成を要しない場合において、財産目録の作成方法及び留意事項を教えてください。(広島県)

→ 単式簿記会計においても、財産目録は作成するものとされていたため、従来どおり、引き続き財産目録を作成することとなります。財産目録に関しては、土地改良区会計基準に規定がありますので、財務諸表等作成要領に解説を記載しました。また、単式簿記の会計細則例では、単式簿記会計における財産目録の様式例を示しています。

Q 単式簿記会計で、期末に貸借対照表を作成する方法を採用する土地改良区の会計細則は、従来の単式簿記会計細則例を用いるという理解でよいか。(高知県)

→ 貸借対照表の作成義務がある土地改良区においては、原則として複式簿記会計を導入することとなりますが、やむを得ない事情により複式簿記会計の導入ができず従来通り単式簿記会計に基づき会計事務を行っている土地改良区においては、期末に貸借対照表のみ作成することとなりますが、その場合の会計細則例等については、今後の状況を踏まえ、検討させていただきます。

5 全般

Q 一連の会計処理における会計ソフトの活用例を教えてください。(兵庫県)

→ 会計ソフトは、土地改良区会計基準や財務諸表等作成要領に整合するように開発されておりますが、使用方法の詳細につきましては、会計ソフト開発会社にお問い合わせください。

Q 複式簿記に関する書籍（入門書、基本書、専門書等）について、お薦めのものがあれば教えてください。(兵庫県)

→ 土地改良区会計基準は、公益法人会計と同じ枠組みを使用しているため、公益法人会計基準関連の書籍が参考になるものと考えられます。

Q 財務諸表に関する監査方法等を教えてください。(愛知県)

上記以外にも Q & A の策定をお願いしたい。

→ 今後、作成を予定している土地改良区の会計に関する内部管理事項や指導・監督に関する一定の方針や標準的な事例にて示すことを検討しています。

6 会計及び賦課金関係のみを土地改良区連合で行なう場合の方法について（長崎県）

Q 土地改良法改正前の土地改良区連合は、共通する事業についてのみ連合が設立でき、所属する各土地改良区から分担金を出す形で処理されていたと考える。

今回の法改正で、所属土地改良区の事業の一部であれば土地改良区連合を設立できるようになったので、独自で会計専任職員の雇用や複式簿記会計の導入が困難な小規模土地改良区においては、経費節減や運営の効率化のために、会計及び賦課金関係のみを実施する土地改良区連合の設立を行なうことは非常に有効なことと考える。

① この場合、所属土地改良区がそれぞれ行なう施設の維持管理や所属土地改良区の役員報酬等にかかる経費は、土地改良区連合から所属土地改良区への交付金として処理してよろしいか。

理由：法改正で設立が可能となった会計等のみを共同して行う土地改良区連合の会計基準が明確でないため。

→ お示しいただいた方法でも差し支えないと考えます。なお、事務連合の会計処理については、今後の検討課題とさせていただきます。

② 監事は、土地改良区連合にのみ設置し、所属土地改良区には設置する必要がないと考えてよろしいか。

理由：会計等のみを共同して行う土地改良区連合を設立した場合、所属土地改良区の監査が必要か明確でないため。

→ 連合、所属土地改良区ともに監事を設置し監事監査を受ける必要があります。なお、所属土地改良区の員外監事の設置に関しては、土地改良法施行規則第4号に該当する場合は、設置の必要はありません。